



2003年6月27日14時

総務部 総務課 古谷、松原、松田

〒560-0082 豊中市新千里東町1-1-5

TEL 06-6871-8281 FAX 06-6871-8284

運輸部 運輸課 奥田、湯川、新

〒565-0826 吹田市千里万博公園1-8

TEL 06-6875-3132 FAX 06-6875-3504

大阪モノレールでは、すべての灰皿を撤去します 〔駅構内の全面禁煙を実施します〕

大阪高速鉄道（大阪モノレール）では、平成2年6月の営業開始以来、改札内は終日禁煙を実施し、たばこを消して改札内に入場していただくために、入口付近に灰皿を設置してまいりました。

しかし、灰皿付近が喫煙スペース化し、お客様から「煙の中を通らないと、改札口に行けない」、「たばこの煙がけむい」等と言ったご意見、ご要望が増えてまいりました。

また、平成15年5月1日から施行されました「健康増進法」において、多数の人が利用する施設の事業者に対し、受動喫煙の防止の措置を講じるよう努めなければならない旨、規定されました。以上のことを考慮し、今回、駅構内を全面禁煙とし、すべての灰皿を撤去することといたしました。

今後、ポスターや放送等によりお客様に案内し、ご理解とご協力をお願いしてまいります。

記

1. 実施日 平成15年7月1日（火）
2. 内 容 駅のエントランスにある全ての灰皿を撤去する
3. 対象駅 全16駅
4. 案 内 全駅にポスターを掲出するとともに、駅の案内放送等で実施する旨を案内します
5. 参 考 健康増進法抜粋 第25条
「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。」
受動喫煙とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

以上

【ニュースリリース配付先】大阪府府政記者会、青灯クラブ、沿線市関連記者クラブ（豊中記者クラブ、吹田記者クラブ、高槻記者クラブ、枚方記者クラブ）



お知らせ

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

このたび、平成15年5月1日より施行された健康増進法に伴い、「多数の人が利用する施設を管理する事業者は受動喫煙を防止するための必要な措置を講じるよう努めなければならない」こととされました。

つきましては、

7月1日より駅構内 全面禁煙とし灰皿を撤去

させていただきます。

お客様には、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

「受動喫煙」とは、

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。